第47号様式（第50条）

助言又は指導に対する方針書

２０１３年　１月31日

（宛先）鎌倉市長

鎌倉市役所
平成25.1.31受付
第24-2号

事業者
住所　東京都品川区小山台1-21-[redacted]
氏名（株)朝日インターナショナル
代表取締役　中野渡　正
電話　03-5734-1014

代理人
住所　東京都大田区田園調布3-4-2
氏名（株)綜合企画工房　[redacted]印
代表取締役　花田賢治
電話　03-3721-5328

（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。）

次のとおり、助言又は指導に対する方針書を提出します。

事業区域	地名地番	鎌倉市鎌倉市今泉五丁目１０２６番1外40筆
	面積	９５５３４.９２　㎡

項目	助言又は指導の内容	助言又は指導に対する方針
	別紙の通り	別紙の通り

（注）大規模開発事業届出書の提出時の添付図面から変更を生じる場合は、図面を添付

項　目	助言又は指導の内容	助言又は指導に対する方針
1	自然景観、自然環境の保全等について 事業区域及び周辺の緑豊かな自然景観と自然環境に配慮した計画としてください。 （1）　事業区域は、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、鎌倉風致地区、保安林等に指定されていることから、既存樹木を極力保全するとともに、予定建築物（クラブハウス及び立体駐車場）の周囲に更なる緑化を行い、重層的で四季の変化に富んだ自然景観と貴重な動植物の生息・生育環境を含む丘陵の良好な自然環境の保全に努め、歴史的風土を保全してください。 （2）事業区域南側にあるハイキングコースからの予定建築物（クラブハウス及び立体駐車場）の見え方に配慮し、更なる植栽を行いより良い景観を創出してください。	（1）　歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、鎌倉風致地区、保安林等に指定されていることを考慮し、既存樹木を極力保全するとともに、予定建築物（クラブハウス及び立体駐車場）の周囲に更なる緑化を行い、重層的で四季の変化に富んだ自然景観と貴重な動植物の生息・生育環境を含む丘陵の良好な自然環境の保全に努め、歴史的風土を保全いたします。 （2）ハイキングコース沿いを緑地帯とし、予定建築物（クラブハウス及び立体駐車場）の見え方に配慮し、更なる植栽を行いより良い景観に努めます。 基本的な計画については、今後の開発事業条例手続において、関係各課と協議の上、検討してまいります。
2	世界遺産登録推進への配慮について 事業区域は、世界遺産登録の候補資産のバッファゾーンとして位置づけられています。 バッファゾーンにおいては、候補資産の山稜部を超えて建造物等を建てられないことを基本的な考え方としていることから、若宮大路周辺から山稜部を目視した際に、予定建築物（クラブハウス及び立体駐車場）が視認されない計画としてください。	世界遺産登録推進へ配慮し、若宮大路周辺から山稜部を目視した際に、予定建築物（クラブハウス及び立体駐車場）が視認されない計画といたします。
3	横浜市との協議について 計画敷地は横浜市域に跨っており、予定建築物（クラブハウス）についても横浜市域に跨って建設されることから、横浜市の担当部局とも協議を行ってください。	横浜市の担当部局とも協議を行います。
4	工事の実施について 工事の施工に当たっては、騒音、振動、粉じんによる影響の低減に努め、資機材等の搬出入時の安全対策等に十分配慮し、学校、各種公共公益施設、周辺町内会や沿道の住民等と十分に協議を行い、工事協定を結ぶなどして円滑に工事を実施してください。 特に砂押橋交差点から事業区域に至る砂押川沿いの道路は、地域住民の生活に不可欠な道路であることから、地域の円滑で安全な交通が確保されるよう努めてください。	工事の施工に当たっては、騒音、振動、粉じん、工事車両の安全対策などに十分配慮するとともに、町内会や周辺住民からの要望には誠意を持って対応します。また工事車両の運行については、バス会社や所轄警察署とも十分協議し、安全確保に努めます。
5	その他 鎌倉市まちづくり条例に基づく手続（「大規模開発事業基本事項届出」）は、具体的な公共施設の整備に係る技術審査を行うものではないため、今後、公共施設の整備その他については、関係各課との協議を踏まえて計画してください。	公共施設の整備その他については、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき、関係各課との協議を踏まえ設計に反映致します。